

政務活動費活動実績報告書

件 名	地方議員研究会セミナー 「今こそ再確認！今の子どもの最新事例を現場から学ぶ」
使 途	1 調査研究費 2 研修費 5 要請・陳情活動費
金 額	73,682円
期 日	令和6年2月5日（月）
場 所	大阪市北区梅田 1-11-4 リファレンス大阪駅前第4ビル
目 的	子ども家庭庁設立における「就学前の子どもの育ち」と「子どもまんなか社会」の中で、少子高齢化社会だからこそ求められる家庭教育支援について現場の実態や、増加の一途をたどる現在の「不登校」支援の実際について学び、政策提言の方向性について知識を深める。
受 講 者	田中 栄一
概 要	<p>地方議員研究会セミナー 「今こそ再確認！今の子どもの最新事例を現場から学ぶ」</p> <p>講師：親学び応援^{ミクル}—^{ミル}MIRU 親学びアドバイザー 山下 真理子氏（公認心理士）</p> <p>講義内容</p> <p>～現場から視る家庭教育支援～ 10時～12時30分</p> <p>① 少子高齢社会だからこそ求められる家庭教育支援 ② 家庭教育支援チームやチーム学校で家庭教育を支える ③ こども家庭庁設立における「こどもまんなか社会」 ④ 不登校予防はひきこもり予防～家庭教育支援事例紹介～</p> <p>～現場から視る不登校支援～ 14時～16時30分</p> <p>① 増加の一途をたどる現在の「不登校」とは ② 誰一人取り残さない不登校支援とは ③ ヤングケアラーなどの様々な課題に何ができるか ④ 保護者の声と不登校支援の実際</p>
所 感	<p>【家庭教育支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少が与える影響やリスクを想定し、長期的な視点で「まち・ひと・しごと」に関する政策・施策の検討が必要である。 ・今後も出生率の大幅な増加は見込めない。人口減少と高齢化が進む社会の中で、地域間格差が出て、生産年齢人口世帯が都市部に集中する。地域社会の将来の基

盤維持を考えると、生産年齢人口世帯、特に子育て世帯の流出防止だけではなく、子育て世帯を呼び込むための施策を考えることが必要である。

- ・家庭を取り巻く環境が変化する中、地域全体で家庭教育を支える重要性が高まっている。地域を喚起し家庭教育というものに視点を向けてもらうためにも行政の果たす役割が大きいと感じた。
- ・保護者が子育てを楽しみと思えること。地域の課題を把握し、子育て世代のニーズをつかみ、家庭教育支援チームや学校との連携に力を入れて、子育て世帯を呼び込む施策が必要である。

【不登校支援】

- ・不登校は「心の病気」「いじめ」というイメージがあるが、データを分析すれば決して心の病気やいじめだけが要因ではない。個々の要因をしっかりと把握して対処しなければいけない。
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活動日数は、全国的に常勤または常勤に近い活動は小中学校ともに僅かであり、不登校支援ができていない実情である。八女市ではできているかの検証が必要である。
- ・行政支援、民間支援を合わせても27.2%の子どもしか復学できていない。この現状をどう考えるのか。取り残さないためにどうするのが課題である。
- ・不登校対策でどのような視点が欠けているか、どのような点を重点的に取り組むべきかを考えていくことが必要である。
- ・保護者が言うのは「もっと早く家庭教育を学べばよかった」と、支援者はもっと早く相談してくれればここまで深刻化していなかったのに」ということである。
- ・本人に適しない支援を行うことは、本来病気でなかった子どもが病気になったり、家庭内暴力や自傷行為などに悩むケースも多いようである。
- ・深刻なケースを増やさないためには、自治体の不登校や長期欠席者の状況、不登校にカウントされていない児童生徒への関わりがどうなっているのか。現在の制度やサービスに問題がないかを調査の上、八女市の教育に対する課題をつかみ、問題提起や点検を行っていきたい。

セミナー概要

～現場から見る家庭教育支援～

① 少子高齢社会だからこそ求められる家庭教育支援

▼人口減少時代に突入した日本の今後の課題

2022年の出生数は77万759人で7年連続減少。戦後最少を更新し、**深刻な少子化**

▼生産年齢人口（15才～64才）減少による**労働力不足**

▼地域の担い手不足による**コミュニティの希薄化に伴う地域の防犯力、防災力の機能低下**を招く可能性大。

▼**児童生徒の減少**による学校存続の危機（八女市では既に現実化している。）

- ▼ 老年人口（65才以上）の増加による医療、介護の需要増加。
- ▼ 生産年齢人口の減少、老年人口増加による税金など歳入減少
- ▼ 生産年齢人口が少ない市では、担税力が上がりやすく、社会保障経費等の硬直化の進行

人口減少が与える影響やリスクを想定し、長期的な視点で「まち・ひと・しごと」に関する政策・施策の検討が必要である。

＜少子化社会対策大綱＞2020年5月29日閣議決定

基本的な考え方

- 1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる。
- 2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える。
- 3 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める。
- 4 結婚・妊娠・出産・子ども・子育てに温かい社会をつくる。
- 5 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する。

※ 出産、結婚を希望しない若者の増加（27%＝女性の生涯無子率と同じ2021年推計値）

【子育て世帯の移住の推進】

- ・ 子どもを帯同して地方に移住する世帯への重点的支援
- ・ 地方公共団体の移住支援体制の強化の後押し

【結婚・出産・子育てしやすい環境の整備に向けた取組】

- ・ 少子化対策や女性活躍の推進の観点から、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備に対する取り組みの推進

今後も出生率の大幅な増加は見込めない。人口減少と高齢化が進む社会の中で、地域間格差が出る。生産年齢人口世帯が都市部に集中するが、都市部においても高齢化は避けられない。地域社会の将来の基盤維持を考えると、生産年齢人口世帯、特に子育て世帯の流出防止だけではなく、子育て世帯を呼び込むための施策を考えることが必要である。
重要なキーワードは「家庭教育支援」である。

【法律上の家庭教育の定義】

教育基本法

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重（※）しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

※ 個々の家庭における具体的な教育の内容や方法は、各家庭（保護者）が決めるものであること。（ヒントや学びの提供に留める）

（学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校・家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

◎家庭教育支援事業・子育て支援事業の活用の実態

（令和3年度文科省「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」より）

子育て中や妊娠中の人で「家庭教育」に関して情報を得たことがあるものは、「子どものほめ方・叱り方」26.2%、「子どもの健康・発達に関すること」24.9%、「子どものしつけ」24.1%となっているが、約4割が「家庭教育」について学習したことは無いと回答している。

「家庭教育」を行う自信の有無については、自信が無いと答えた人が64.6%、子育ての悩みや不安を感じると答えた人は67.8%、地域とのつながりを重要と思う人は61.8%である。

◎1985年と2020年の家族類型比較

- ・ひとり親世帯、単独世帯の合計は、1985年の1,030万世帯から2020年は2,615万世帯で2.5倍となっている
- ・全体に占める割合も27.1%から47.0%と約半分に増えている。

◎近年の課題

- ・核家族化
- ・地域とのつながりの希薄化
- ・親の孤立化
- ・身近に親としての手本がない。
- ・ワンオペ育児
- ・ネット等で子育て情報だけが氾濫

ポイント

- ・多様化する子育て家庭のニーズに応えるために、保育園や学校視察を行う。
- ・子育て相談窓口の担当課などへのヒアリング実施。
- ・どのような「子育てに関する支援」が必要かを考えていく。
- ・家庭教育支援は就学前だけでなく、心身の発達の過程にある者に向けて広く行う必要がある。
- ・子育ての担い手の多様化と世代間での助け合いをどのように実現していくのかを考えていく必要がある。

② 家庭教育支援チームやチーム学校で家庭教育を支える

▼新たな教育振興基本計画の概要（令和5年度～9年度）

教育は社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、教育振興基本計画は、予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるもの。

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化、地球規模環境
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）

- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）＜＝日本社会に根差したウェルビーイング
- ・18才成年・こども基本法

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- ・グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ・誰一人取り残されず、全ての可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ・地域や家庭で学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進
- ・教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ・計画の実効性確保の基盤整備・対話

▼教育とウェルビーイング＜＝日本社会に根差したウェルビーイング

- ・不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子どもたちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要である。
- ・つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や想像力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要がある。
- ・地域における学びを通じて、人々のつながりや関わりをつくりだし、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成する。

▼学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

【基本施策】

- ・コミュニティスクール（設置努力義務）と地域学校共同活動の一体的推進
- ・部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備
- ・家庭教育支援の充実

- ・家庭を取り巻く環境が変化する中、地域全体で家庭教育を支える重要性が高まっている。
- ・地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームの活動を推進することが効果的（コミュニティスクールや地域学校共同活動を一体的に推進）
- ・家庭教育支援チームの普及促進と訪問型などの推進を図る。
- ・家庭教育を支援するために必要な施策を講じている自治体の増加

▼子育ての悩みの実態（令和3年度文科省資料）

- ・子育ての情報が最も欲しかったのは「子どもが中学生」の時が23.2%「0才～2才」が13.2%「3才～小学生未満」11.9%「子どもが小学生」では16.7%である。
- ・家庭教育に関し信頼できる情報は、「行政が発信する情報」35.7%「学校・学童等で行われた講座」32.2%「子育てサークル・セミナー等」30.2%であるが、問題は「信頼できる情報が得られない」が25.5%を占めていることである。

▼家庭教育新チームの充実により様々な諸課題に対応・予防する

「家庭教育支援チーム数の推移」

平成24年度 328 団体 ⇒ 令和元年度 882 団体

【家庭教育支援チームとは】

- ・子育て経験者を始めとする地域の多様な人材で構成された自主的な集まり

- ・身近な地域で子育てや家庭教育の関する相談を受ける
- ・親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会を提供
- ・地域の情報提供
- ・学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育を応援

【家庭教育支援チームの役割】

- ・保護者への学びの場の提供、情報提供
「子育てセミナー、参加型研修会の開催、子育て情報誌等の作成」
- ・地域の居場所づくり及び相談対応
「子育てサロンの運営、保護者のつながりの場の提供」
- ・訪問型家庭教育支援
「家庭への戸別訪問、子育て情報の提供、専門機関への橋渡し、地域社会や学びの場への接点づくり」

【チームに期待される役割】

- ・保護者と同じ目線で寄り添う
- ・相談窓口で気軽に相談できるようフォローする
- ・行政の手薄の部分のフォロー
- ・関係機関をつなぐ
- ・虐待等の未然防止や不登校等の課題を抱える保護者のサポート

【家庭教育支援チームが求められる背景】

これまでの家庭教育支援は、保護者が能動的に参加するタイプが中心だったが、保護者のニーズの変化（ライフスタイルの変化）によって参加型の家庭教育支援の課題が指摘されるようになった。（学びの場の提供の危機）

- ・他地域からの転入者で地域とのつながりがない。
- ・仕事が忙しいので時間がとりづらい。
- ・コミュニケーションが SNS 中心で、話すのが苦手。
- ・直接相談できる人が身近にいない。
- ・参加型の支援だけでは保護者のニーズとマッチングしない。
- ・意識の高い保護者しか集まらない。本当に来てほしいのは意識の低い保護者である。

【訪問型家庭教育支援とは】

保護者の多様なニーズに応えるためには、子育て経験者をはじめとする地域人材を中心に多様な人材の参画を得て、保護者の身近な地域で子育てや家庭教育を支援する家庭教育支援チームが効果的である。こうしたチームが家庭を訪問して相談対応や情報提供を行う活動を「訪問型家庭教育支援」という。

- ・忙しい保護者にとって時間や場所等の都合がよい。
- ・悩みや相談に直接耳を傾けることができる。
- ・保護者が話しやすい環境になる。
- ・保護者との信頼関係が築きやすい。
- ・家庭の状況や課題を把握することができる。
- ・保護者のニーズに合わせたイベントや学習機会等の情報提供が行いやすい。
- ・保護者のニーズの合わせた専門機関への橋渡しが可能。

▼行政職員の主導により組織づくりを進める方法

- ・予算と人材の確保が必要である。
- ・活動目標・ターゲット・評価指標の設定

「坂東市の事例」：生涯学習課

寄り添い、傾聴し、支援員や関係機関による「届ける支援」

▼家庭教育支援推進事業～効果的な支援方策の調査検討・普及啓発～

- ・八女市で活用事例はあるのか？

▼地域における家庭教育支援基盤構築事業

- ・地域教育・学校教育・家庭教育が子どもたちの育ちに大きく影響を与えられる中で、地域・学校・家庭の連携の希薄化が進んでいる。
- ・「担任に迷惑をかけられない。学校に不信感もある。学校に頼れない。」と子育ての悩みを家庭で抱え込みすぎているケースもある。
- ・地域のつながりも「ネットでのつながりを重視し、地域のつながりを求めない。」との意見もある。

保護者が子育てを楽しめること。地域の課題を把握し、子育て世代のニーズをつかみ、家庭教育支援チームや学校との連携に力を入れて、子育て世帯を呼び込む

③ こども家庭庁設立における「こどもまんなか社会」

【令和4年のこども状況】

- ・不登校児童生徒 29万9048人（過去最多）
- ・児童虐待相談対応件数 21万9170件（過去最多）
- ・児童生徒自殺者数 514件（過去最多）
- ・出生数 77万759人（戦後最少）
- ・認知したいじめの数 68万1948件（過去最多）

▼こどもまんなか社会を目指す「こども家庭庁」の創設：令和3年12月21日閣議決定

目的：縦割り社会による弊害を解消・是正

種別	設置前	設置後
幼稚園	文部科学省	文部科学省
保育園	厚生労働省	こども家庭庁
こども園、小規模保育施設ほか	内閣府	こども家庭庁

【こどもまんなか社会とは】

「こどもに関する取り組み・政策を社会の真ん中に据える。全てのこどもがその命を守られ、自分らしく、健やかに、安心して過ごせるように、こどもや子育てをしている人の目線で、こどもの権利を大切にするなど、常にこどもに最も良いことは何かを考えていこう」といもの

▼令和4年6月15日に関係法令（こども家庭庁設置法、関係法律の整備法、こども基本法）が成立、令和5年4月1日にこども家庭庁を内閣府外局として設置

▼こども家庭庁設置による変化

- ・こども政策の司令塔：こどもの貧困・虐待などへの問題対応の一元化
- ・プッシュ型の支援

▼「こども誰でも通園制度」の創設

- ・全てのこどもに質の高い成育環境を提供するために、幼児教育・保育給付に加え、柔軟で就労要件を問わない通園給付を導入し、未就園児のモデル事業を拡充させ、2024年度からの本格実施を目指す。
- ・未就園児だけでなく家庭保育が一時的に困難となった場合にも適用（一時預かり事業とは異なる制度）
- ・市町村における誰でも通園制度の実施に向けたポイント
 - ：提供可能量の把握と計画的整備
 - ：提供体制の整備計画
 - ：地域の特性や必要性に応じた検討
 - ：ニーズの確認と柔軟な対応（現行の子育て支援事業や一時預かり事業との連携）
 - ：地域での協力と情報提供

④ 不登校予防はひきこもり予防～家庭教育支援事例紹介～

【ひきこもりとは】

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態。ひきこもりは単一の要件で引き起こされるのではなく、様々な要因（生物学的要因・社会的要因・心理的要因）が絡み合っけて引き起こされる。

<ひきこもりの推計（15才～64才）>

態様	状況	推計数
準ひきこもり	・普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出できる	65万人
狭義のひきこもり	・近所のコンビニなどには出かける ・自室からは出るが家からは出ない ・自室からほとんど出ない	81万人

・ひきこもりが5年以上続いている（15才～39才：29.2% 40才～64才：34.2%）

▼学齢期から抱えているひきこもりの要因（15才～39才回答）

- ・不登校：36.9% 退職：21.5% 人間関係：20.8%
- ・不登校経験者がひきこもりなる割合が、経験のない人に比べて、6・7倍になる。

▼学校に行けているから大丈夫ではない。一次予防（行き渋り段階）二次予防（母子登校段階）で対応すべきである。

～現場から見る不登校支援～

① 増加の一途をたどる現在の「不登校」とは

- ▼ 不登校とは、何らかの心理的要因、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景にあり、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの（文部科学省の定義）

<平成 17 年省令による留意事項>

- ・あくまでも 30 日という数字は参考とする基準であること
(1 学期間で 10 日以上欠席があった場合は、早期発見、早期対応の対象)
- ・不登校かどうかの判断は現場に委任
- ・基準に合致していないタイプの不登校も認める

▼不登校の現状

- ・小中学校合わせて 29 万 9048 人（令和 4 年度）が不登校。前年から 5 万 4108 人増加
- ・教育機会確保法の施行後、その増加は顕著である。
- ・1000 人当たり不登校児童生徒数（全国：31.7 人 福岡県：36.2 人）

登校の形態

五月雨登校	連続した休みではなく、週に 1, 2 回しか登校していない状態
別室登校 (欠席扱いにはならない)	登校しているが、他の生徒と一緒に授業を受けることができず、保健室等で自習を行なっている状態
付き添い登校：母子登校 (欠席扱いにはならない)	登下校や教室で母親が同伴しないと不安になるため通常登校ができない

▼選択肢が広がる社会（教育機会確保法の施行：平成 29 年 14 日）

【基本理念】

第 3 条

- ・すべての児童生徒が豊かに安心して教育を受けられる学校にすること。
- ・不登校児童生徒の多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じ応援が行われるようにすること。
- ・不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校環境の整備が図られること。
- ・義務教育段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意志を尊重し、教育を受ける機会が確保し、自立的に生き、豊かな人生が送れるよう教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- ・国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体等と相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

第 8 条

- ・学校における取組への支援

第 9 条

- ・支援の状況等に係る情報の共有の促進等

第 13 条

- ・学校の場合以外における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援

要点

- ・休む必要性を認めている。(学校復帰を前提としていない。)
- ・学校以外で学ぶことも重要であると認めている。
- ・民間等学校外の機関との連携の必要性

② 誰一人取り残さない不登校支援とは

▼不登校支援の課題

- ・地域によって取り組みの差がある。
- ・子ども及び家庭が抱えている課題や原因がそれぞれ違う。
- ・支援のスピード感が足りない。
- ・家庭に対する支援が不足している。
- ・支援を拒否する家庭や子どもへの支援をどうするか。

【行政支援の種類】

種類	支援内容	メリット	デメリット	特徴
スクールカウンセラー(SC)	臨床心理士の専門家SCが別室等でカウンセリングを行う	無料である。 教室に入ることができなくても、学校内の居場所となる。校長裁量で出席扱い。	あくまでも「待つ対応」中心。学校に行く必要があるの でハードルが高い。	居場所、精神状態の安定、本人の状況次第で教室復帰や復学も。 「見守る支援」
スクールソーシャルワーカー(SSW)	福祉の専門家SSWが学校や家庭の問題に対する支援を行う	無料である。子どもだけでなく家族のサポートも行う。児童虐待やいじめ等については関連機関との連絡調整を行う。	社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者だが、実態は教員OBのケースが多く、SSWとして機能しない場合もある。	居場所、精神状態の安定、状況によっては家庭訪問。本人の状況次第では教室復帰や復学も。 「見守る支援、積極的に関わる支援」
教育支援センター(適応指導教室)	教育委員会が運営不登校のこどもを対象に施設で学習支援等を行う	無料である。精神科医、SC等も参加し、カウンセリング等も受けられる。校長裁量で出席扱い。	教員経験者が多く子どもの抵抗もある。「待つ対応」になりやすい。	居場所、精神状態の安定、本人の状況次第で復学も。 「見守る支援」

- ・行政支援、民間支援を合わせても 27.2%の子どもしか復学できていない。

▼不登校の要因について (令和4年度文部科学省調査より)

主たる要因として「無気力・不安」と回答した児童生徒が 51.8%ある。

▼スクールカウンセラーの活動日数の状況

- ・常勤または常勤に近い（年間 140 日以上）活動日数は小学校で 0.6%、中学校で 2.3% となっている。
- ・年間 34 日以下の活動日数が小学校で 76.1%、中学校で 48.3%となっている。
- ・活動実績がないのは小学校で 4.5%、中学校で 1.5%である。

▼スクールソーシャルワーカーの活動日数の状況

- ・常勤または常勤に近い（年間 168 日以上）活動日数は小学校で 2.6%、中学校で 3.6% となっている。
- ・年間 41 日以下の活動日数が小学校で 80.7%、中学校で 73.4%となっている。
- ・活動実績がないのは小学校で 24.1%、中学校で 21.5%である。

▼教育支援センター（適応指導教室）の状況と課題

- ・市町村が設置するものは、令和 4 年度で 1, 622 箇所である。
- ・常勤スタッフは 1, 340 人（22.8%）と割合が低く、1 施設当たりのスタッフは 2~4 人（うち常勤 0~1 人）とスタッフ数が少ない。
- ・通所型で指導要録上の出席扱いをしていますが、体制が十分でないため運営状態が厳しい。
- ・通所型のため、不登校の子どもには利用しづらい。（遠方の子どもをどう支援するか）
- ・カウンセリングと居場所優先で学業等まで回らない。

▼誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLO プラン」の概要

【目指すべき姿と主な取組】

- ・不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える。
仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることをでききるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。
- ・心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援する。
不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため 1 人 1 台端末を活用し、小さな SOS に早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

1 人 1 台端末等を活用した「心の健康観察」の推進 (Listen)

- ・学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする。
学校の風土と欠席日数には関連を示すデータがあり、学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識をもって取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に

- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」をしていくという国の方針に沿って対応・対策をしていく必要がある。
- ・これまでの取組み（SC・SSW 等）だけでは「誰一人取り残されない学びの保障」という点では不十分である。
- ・どのような視点が欠けているか、どのような点を重点的に取り組むべきかを考えていくことが必要。

③ ヤングケアラーなどの様々な課題に何ができるか

【ヤングケアラーとは】

本来の意味・定義があいまいであるが、大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影

響が出てしまうことがある。家庭内情への介入の難しさがある。

- ・ヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー実態調査・研修推進事業）
 - ・市町村相談体制整備事業（学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだ情報を、一元的に集計・把握するとともに、その後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。）
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・若者の自殺、虐待による将来の精神疾患発症の可能性、虐待による死亡は、子育て中の保護者へのサポート体制が構築されれば減少していく。・学業不振、進路の悩み、親子関係の不和でなぜ自殺を選択するのか。保護者がなぜ虐待をするのか。なぜ保護者が子どもを殺してしまうのか。深く考えていく必要がある。・そうなる前に頼れる依存先を見つけた場合に、現状維持の意味ならず子どもが親になったときに、虐待や子どもを追い詰める子育てをしなくなると確信している。・親にしてもらった記憶を元に子育てすることを考えると、保護者へのケアや家庭教育支援の充実は重要不可欠である。 |
|--|

④ 保護者の声と不登校支援の実際

- ・不登校だけでなく、長期欠席者も把握できているか
- ・いじめの数が数字上少ないだけでは安心できない。
- ・欠席扱いにならない登校の課題に目が向けられているか。
- ・通級指導教室、特別支援学級が適切に機能しているか。
- ・SC・SSWの勤務実態は適切なものか。
- ・教育支援センターでの活動は充実しているか。
- ・多様な教育機会の確保に向けた取組みは進んでいるか。
- ・民間機関との連携は進んでいるか。
- ・ヤングケアラーの事前把握やサポートの取組みは進められているか。
- ・不登校支援において未然予防という視点があるか。（家庭教育支援、付添い登校への支援）